

中宮祠小中学校 いじめ防止対策基本方針

1. いじめ防止等に対する学校の考え

・本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。

2. 組織的な対応に向けて

・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

<構成員> 学校長・教頭・教務・児童指導主任・生徒指導主事
および校長が必要とする職員

<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。
いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること等。

3. いじめの未然防止に向けて

・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を積極的に活用します。
・保護者や地域住民その他の関係期間との連携を図り、あらゆる情報を集めながら児童生徒の理解に努めます。

4. いじめの早期発見に向けて

・いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的なアンケートを行います。
・いじめ調査実施後、必要に応じて教育相談を実施します。
・児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行います。

5. いじめの事案対処および解決に向けて

・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者へ

の助言を継続的に行います。

- ・いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討します。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

* 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、日光市教育委員会に速やかに報告します。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

6. いじめに関する相談について

学級担任、児童生徒指導主任、その他、全職員誰でもお受けいたします。些細なことでも遠慮せずに、いつでもご相談ください。

日光市立中宮祠小中学校 0288-55-0079

〈以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています〉

○ホットもっと電話相談

(子ども専用 24時間受付) いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999

(保護者専用) 月～金 8:30～21:30 家庭教育ホットライン 028-665-7867

○日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 0288-21-5181

○いじめ不登校対策チーム (上都賀教育事務所内) 0289-62-0162

○日光市家庭児童相談室 0288-30-7830